

**改正**

平成17年11月8日規則第110号

平成22年3月31日規則第48号

令和2年10月30日規則第59号

令和3年3月31日規則第21号

奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

**第2条及び第3条** 削除

(利用の承認等の申請)

**第4条** 条例第4条第1項の規定によりセンターの利用承認を受けようとする者は、奈良市勤労者総合福祉センター利用承認申請書（以下「利用承認申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用者は、承認を受けた事項（利用内容及び附属設備の事項に限る。）を変更しようとする場合は、奈良市勤労者総合福祉センター利用変更承認申請書に第5条第1項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 次に掲げる施設を利用しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、口頭等により利用承認の申請をするものとする。

(1) トレーニングルーム

(2) シャワー室

(3) サウナ室

4 前3項の申請の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内又は期日において行う。ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 多目的ホールを利用する場合

利用しようとする日（引き続き2日以上利用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「利用日」という。）の属する月の初日前3箇月に当たる日から利用日前10日に当たる日までの間

(2) リハーサル室、ワークスペース（定期利用を除く。）、会議室、研修室、和室、技能講習室、実習室、多目的スペース又はテニスコートを利用する場合

使用日の属する月の初日前1箇月に当たる日から使用日の前日までの間。ただし、多目的ホールと併せて利用する場合は、前号の期間

(3) 前項各号に掲げる施設を利用する場合

利用しようとする日

5 第1項から第3項までの申請の受付時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、休館日は受け付けない。

(定期利用の承認申請)

**第4条の2** 前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、条例第5条の2第2項の規定による承認を受けようとする者は、奈良市勤労者総合福祉センター定期利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前月に引き続いて当該承認を受けようとする者は、第5条の2第1項に規定する定期券を指定管理者に提示し、口頭等により利用承認の申請をするものとする。

2 前項の規定による申請は、定期利用をしようとする月の初日前1箇月に当たる日からすることができるものとする。

(利用承認書の交付等)

**第5条** 指定管理者は、第4条第1項又は第2項の申請を承認した場合は、奈良市勤労者総合福祉センター利用承認書（以下「承認書」という。）又は奈良市勤労者総合福祉センター利用変更承認書（以下「変更承認書」という。）に承認印を押して申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、第4条第3項の申請を承認した場合は、奈良市勤労者総合福祉センター利用券（第4項の回数券を含む。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

3 利用者は、センターの利用に当たっては、承認書及び変更承認書（変更承認書の交付を受けた者に限る。以下同じ。）又は利用券若しくは次条に規定する定期券を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

4 前項の場合において、回数券の交付を受けた利用者が回数券を提示したときは、指定管理者は、その利用に係る回数券を切り取るものとする。

(定期券の交付等)

**第5条の2** 指定管理者は、第4条の2第1項の規定による申請を承認したときは、定期券を申請者に交付するものとする。

2 定期券の有効期間は、月の初日からその月の末日までとする。

- 3 第1項の規定により定期券の交付を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、定期券を転貸してはならない。
- 4 定期利用者は、トレーニングルーム又はワークスペースを利用する際に、定期券を提示しなければならない。
- 5 定期券は、再発行しない。ただし、定期券を破損し、又は汚損したため、利用できなくなったときは、この限りでない。
- 6 定期利用者は、第4条の2第1項の規定による申請内容に変更が生じたときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

（利用期間）

**第6条** 条例別表の1の表から3の表までに規定する施設（ワークスペースを定期利用する場合を除く。）及び別表に規定する附属設備の利用期間は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の利用期間の算定に当たっては、休館日を含まないものとする。

（利用時間の延長）

**第7条** 利用者は、やむを得ない理由により、当該承認に係る利用時間を超えてセンターを利用しようとする場合は、利用承認申請書に既に交付を受けた承認書及び変更承認書を添えてあらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を承認した場合は、承認書を交付するものとする。

（利用の取消し）

**第8条** 利用者は、センターの利用を取り消そうとする場合は、奈良市勤労者総合福祉センター利用取消届（以下「利用取消届」という。）に承認書及び変更承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（附属設備の利用料金の上限）

**第9条** 条例別表の4の規定による規則で定める附属設備について当該規則で定める額は、別表のとおりとする。

（利用料金の納付）

**第10条** 利用者は、承認書、利用券又は定期券の交付を受ける際、利用料金を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、利用料金を追加納付する場合又は第7条の規定による利用時間の延長について承認書の交付を受ける場合も、また、同様とする。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認めるときは、利用の

日後1箇月に当たる日までに納付することができる。

- 2 前項の規定により利用料金（回数券及び定期券に係るものを除く。）の納付があったときは、承認書、変更承認書又は利用券の表面に利用料金の領収印を押すものとする。

（利用料金の減免）

**第11条** 条例第7条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、奈良市勤労者総合福祉センター利用料金減免申請書に承認書及び変更承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請に基づき減免を決定した場合は、奈良市勤労者総合福祉センター利用料金減免決定通知書を交付するものとする。

（利用料金の還付）

**第12条** 条例第8条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその還付の率は、次に定めるとおりとする。

- （1） 条例第5条第1項第3号又は第4号に該当し、利用することができなくなった場合 100分の100
- （2） 多目的ホールの利用料金については、利用者から利用日前30日までに利用取消届があった場合 100分の50
- （3） リハーサル室、ワークスペース、会議室、研修室、和室、技能講習室、実習室、多目的スペース又はテニスコートの利用料金については、利用者から利用日前3日までに利用取消届があった場合 100分の50
- （4） 冷暖房施設の利用料金については、利用者から多目的ホールの利用日前3日までに利用取消届があった場合 100分の100
- （5） 附属設備の利用料金については、利用者から条例別表の1の表に掲げる施設の利用日前3日までに当該施設の利用取消届があった場合 100分の100
- （6） 定期利用の利用料金については、定期利用者が定期券の有効期間の初日の前日までに定期利用の辞退の申出があった場合 100分の100

- 2 利用者は、利用料金の還付を受けようとする場合は、奈良市勤労者総合福祉センター利用料金還付申請書に承認書及び変更承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

- 3 指定管理者は、前項の規定による申請に基づき還付を決定した場合は、奈良市勤労者総合福祉センター利用料金還付決定通知書を交付するものとする。

（損傷等の届出）

**第13条** 利用者は、施設等又は展示物を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用終了の届出)

**第14条** 利用者は、条例別表に規定する施設の利用が終わったときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

(書類の様式)

**第15条** この規則の規定により必要とする書類の様式は、市長の承認を得て指定管理者が別に定める。

(補則)

**第16条** この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年1月6日から施行する。

(奈良勤労者総合福祉センター管理運営規則の廃止)

2 奈良勤労者総合福祉センター管理運営規則（平成3年奈良市規則第24号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の奈良勤労者総合福祉センター管理運営規則の規定によりなされた承認、申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた承認、申請その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(奈良市行政組織規則の一部改正)

5 奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第45条庶務係の部分の第4号中「、勤労者総合福祉センター」を削り、同条労政係の部分に次の1号を加える。

(6) 勤労者総合福祉センターの管理に関すること。

附 則（平成17年11月8日規則第110号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附 則 (平成22年 3 月31日規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附 則 (令和 2 年10月30日規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和 3 年 3 月31日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る利用料金について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第 6 条、第 9 条関係)

施設区分	附属設備の名称	単位	1 回当たりの利用料金の上限 (単位：円)
多目的ホール	グランドピアノ	1 台	3,000
	演台	1 台	500

	花台	1 台	200
	司会者用演台	1 台	200
	ボーダーライト	1 列	500
	アッパーホリゾントライト	1 列	500
	フットライト (置型)	1 式	1,000
	ローアホリゾントライト	1 列	500
	平凸スポットライト (1 KW)	1 式	500
	メインスピーカー	1 式	1,000
	跳ね返りスピーカー	1 式	500
	モニタースピーカー	1 式	300
	卓球用具	1 式	300
	バドミントン用具	1 式	300
	バレーボール用具	1 式	300
	姿見	1 台	500
リハーサル室	アップライトピアノ	1 台	2,000
研修室A	マイクアンプ	1 台	500
技能講習室	パーソナルコンピュータ	1 台	1,000
研修室B	マルチサウンドアンプ	1 台	500
	メインスピーカー	1 式	200
実習室	陶芸焼窯	1 式	2,000
	ろくろ (電動)	1 台	300
各施設共通	CDプレーヤー付ラジオカセットテープレコーダー	1 台	250
	ワイヤレスアンプスピーカー	1 台	1,000
	展示パネル (4枚1組)	1 組	500
	ダイナミックマイク	1 本	200
	ワイヤレスマイク (ハンド型)	1 チャンネル	1,500
	ワイヤレスマイク (ピン型)	1 チャンネル	1,500
	ワイヤレスマイク (ヘッドセット型)	1 チャンネル	1,500

	マイクスタンド（床上型）	1 本	200
	マイクスタンド（ブーム型）	1 本	300
	DVDプレーヤー	1 台	500

備考

- 1 「1回当たりの利用料金の上限」の1回とは、条例別表の1に定める区分1から区分6までの利用区分をいう。
- 2 コインロッカー1個の利用料金は、1日1回につき、50円とする。
- 3 この表の利用料金には、カラーフィルター等の消耗器材費及びピアノ調律等の特別に必要な人件費を含まない。